

保護者の皆様へ

愛知県立西尾高等学校長
鈴木 雅 文

学校再開に伴う生徒の登校に係る留意点について（お願い）

愛知県教育委員会の指示を受けて、本校では本日から分散・時差出校による授業を再開しました。また、6月2日（火）からは通常通りの日課で教育活動を実施する予定です。については、本校では県教育委員会から示された「教育活動の再開に向けたガイドライン」に則って教育活動を進めてまいります。御家庭においても以下の点に御留意いただき、生徒が安全かつ安心して出校できるよう、格段の御協力をお願いします。

記

1 毎朝の検温と健康状態の確認をお願いします。

- (1) 発熱等、風邪の諸症状が確認されたら登校させないでください。
- (2) (1) の場合、登校が可能になった際、担任又は養護教諭から裏面に様式を示しました「出席停止報告書」を受け取り、必要事項を記入のうえ提出することで欠席とはせず、学校保健安全法第 19 条に基づき「出席停止」の扱いとします。なお、授業は欠課扱いになりますので、場合によっては後日欠課時間数補充（補充授業、補充課題等）が必要になります。
- (3) 登校後、学校において体調不調となった場合は、早退させる措置を取ります。状況によっては迎えを依頼することがありますので御了承ください。なお、早退させた場合も (2) の扱いを準用します。

2 咳エチケットや手洗いの励行及び規則正しい生活を送ることに努めさせてください。

3 次の症状がある場合は、生徒の居住地を管轄する保健所に設置されている「帰国者・接触者相談センター」にすぐに御相談ください（参考：厚生労働省ホームページ）。

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">(1) 息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある場合(2) 重症化しやすい方（※）で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合
※高齢者をはじめ、基礎疾患（糖尿病、心不全、呼吸器疾患（慢性閉塞性肺疾患など）など）がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤などを用いている方(3) 上記以外の方で発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合
（症状が 4 日以上続く場合は必ずご相談ください。症状には個人差がありますので、強い症状と思う場合にはすぐに相談してください。解熱剤などを飲み続けなければならない方も同様です。） |
|--|

担当 教頭（川井、三浦）
電話 （0563）57-2270